

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1776号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前																																																																																																																																
別表第13 教育職給料表(ニ)初任給基準表 (略) 備考 1 (略) 2 本表の適用を受ける職員に第14条の規定を適用する場合の経験年数は、教育職給料表(ニ)級別資格基準表の備考第2項の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴（その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の1の五の区分に掲げる該当者については、6月をその経験年数に加えた年数とする。					別表第13 教育職給料表(ニ)初任給基準表 (略) 備考 1 (略) 2 本表の適用を受ける職員に第14条の規定を適用する場合の経験年数は、教育職給料表(ニ)級別資格基準表の備考第2項の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴（その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の1の四の区分に掲げる該当者については、6月をその経験年数に加えた年数とする。																																																																																																																																
別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ (略) ハ 教育職給料表(ニ)昇格時号給対応表					別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ (略) ハ 教育職給料表(ニ)昇格時号給対応表																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4">(略)</td><td rowspan="4">(略)</td><td rowspan="4">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>65</td><td>37</td><td rowspan="12">(略)</td><td rowspan="12">(略)</td><td rowspan="12">(略)</td></tr> <tr><td>66</td><td>37</td></tr> <tr><td>67</td><td>38</td></tr> <tr><td>68</td><td>38</td></tr> <tr><td>69</td><td>39</td></tr> <tr><td>70</td><td>39</td></tr> <tr><td>71</td><td>40</td></tr> <tr><td>72</td><td>40</td></tr> <tr><td>73</td><td>41</td></tr> <tr><td>74</td><td>42</td></tr> <tr><td>75</td><td>43</td></tr> <tr><td>76</td><td>44</td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>153</td><td>68</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1	(略)	(略)	(略)	2	1	3	1	4	1	(略)					65	37	(略)	(略)	(略)	66	37	67	38	68	38	69	39	70	39	71	40	72	40	73	41	74	42	75	43	76	44	(略)					153	68	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4">(略)</td><td rowspan="4">(略)</td><td rowspan="4">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>65</td><td>37</td><td rowspan="12">(略)</td><td rowspan="12">(略)</td><td rowspan="12">(略)</td></tr> <tr><td>66</td><td>38</td></tr> <tr><td>67</td><td>39</td></tr> <tr><td>68</td><td>40</td></tr> <tr><td>69</td><td>41</td></tr> <tr><td>70</td><td>41</td></tr> <tr><td>71</td><td>42</td></tr> <tr><td>72</td><td>42</td></tr> <tr><td>73</td><td>43</td></tr> <tr><td>74</td><td>43</td></tr> <tr><td>75</td><td>44</td></tr> <tr><td>76</td><td>44</td></tr> <tr><td colspan="5">(略)</td></tr> <tr><td>153</td><td>68</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	1	1	(略)	(略)	(略)	2	1	3	1	4	1	(略)					65	37	(略)	(略)	(略)	66	38	67	39	68	40	69	41	70	41	71	42	72	42	73	43	74	43	75	44	76	44	(略)					153	68	(略)	(略)	(略)
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																				
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																	
1	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
2	1																																																																																																																																				
3	1																																																																																																																																				
4	1																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																					
65	37	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
66	37																																																																																																																																				
67	38																																																																																																																																				
68	38																																																																																																																																				
69	39																																																																																																																																				
70	39																																																																																																																																				
71	40																																																																																																																																				
72	40																																																																																																																																				
73	41																																																																																																																																				
74	42																																																																																																																																				
75	43																																																																																																																																				
76	44																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																					
153	68	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																				
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																	
1	1	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
2	1																																																																																																																																				
3	1																																																																																																																																				
4	1																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																					
65	37	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
66	38																																																																																																																																				
67	39																																																																																																																																				
68	40																																																																																																																																				
69	41																																																																																																																																				
70	41																																																																																																																																				
71	42																																																																																																																																				
72	42																																																																																																																																				
73	43																																																																																																																																				
74	43																																																																																																																																				
75	44																																																																																																																																				
76	44																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																					
153	68	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
ニ・ホ (略) ヘ 医療職給料表(ニ)昇格時号給対応表					ニ・ホ (略) ヘ 医療職給料表(ニ)昇格時号給対応表																																																																																																																																

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1					
2	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3		1					
4		1					
(略)							
90		61					
91		61					
92		62					
93		62					
94		62					
95		62					
96		62					
97		62					
98		62					
99		63					
100		63					
101	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
102		63					
103		63					
104		63					
105		63					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							

ト (略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1			
2	1	(略)	(略)	(略)
3	1			
4	1			
(略)				
58	29			
59	29			
60	30			
61	30			
62	30			
63	31			
64	31			
65	31	(略)	(略)	(略)
66	32			
67	32			
68	32			
69	33			
70	34			
71	35			
72	36			
(略)				
121	64	(略)	(略)	(略)

リ (略)

備考 (略)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1					
2	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3		1					
4		1					
(略)							
90		61					
91		62					
92		62					
93		62					
94		62					
95		62					
96		62					
97		63					
98		63					
99		63					
100		63					
101	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
102		63					
103		64					
104		64					
105		64					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							

ト (略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1			
2	1	(略)	(略)	(略)
3	1			
4	1			
(略)				
58	29			
59	30			
60	30			
61	31			
62	31			
63	32			
64	32			
65	33	(略)	(略)	(略)
66	33			
67	34			
68	34			
69	35			
70	35			
71	36			
72	36			
(略)				
121	64	(略)	(略)	(略)

リ (略)

備考 (略)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義等)</p> <p>第2条 この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「正規の試験」とは、職員の任用に関する規則(規則第5-18号)の規定による試験及び同規則の施行の日前に<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>の規定に基づいて行われた競争試験をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語の定義等)</p> <p>第2条 この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「正規の試験」とは、職員の任用に関する規則(規則第5-18号)の規定による試験及び同規則の施行の日前に<u>法</u>の規定に基づいて行われた競争試験をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第14条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、一般職員給与条例第8条第2項本文及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項本文の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第18の4に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第14条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、一般職員給与条例第8条第2項本文及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項本文の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第18の4に定める昇給号給数のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(昇給日及び勤務成績判定終了日)</p> <p>第23条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定により昇給を行う同項の人事委員会規則で定める日は、<u>第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)</u>とし、<u>昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日又はあらかじめ委員会の承認を得て定める日(以下「勤務成績判定終了日」という。)</u>とする。</p>	<p>(昇給日)</p> <p>第23条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の人事委員会規則で定める日は第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。</p>

(勤務成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第24条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこととする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、任命権者が定める基準に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1)～(5) (略)

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 委員会の定める事由以外の事由によつて勤務成績判定終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から勤務成績判定終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) (略)

3・4 (略)

5 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第18の4に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は同日後に第20条の2第2項若しくは第31条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数(勤務成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、委員会の定める数)に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨て

(勤務成績の証明)

第24条 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定による昇給(第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。第25条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明を得られない職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第24条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、委員会の定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) (略)

3・4 (略)

5 一般職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第11条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第18の4に定める昇給号給数に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第20条の2第2項若しくは第31条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(委員会の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲

た数)に相当する号給数(委員会の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で委員会の定める号給数)とする。

7～9 (略)

(復職時等における号給の調整)

第31条の2 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この項において「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、休業をした職員若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第83号)第2条第1項の規定による派遣(以下「派遣」という。)をされた職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、休業期間、派遣期間又は休暇の期間を別表第19に定める休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第31条の3 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

内で委員会の定める号給数)とする。

7～9 (略)

(復職時等における号給の調整)

第31条の2 休職、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項、教育特例法第26条第1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定に該当した場合又は休暇(以下「休職等」という。)のため勤務しなかつた職員が、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職等の期間を休職期間等調整換算表(別表第19)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 外国派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)又は公益的法人等派遣条例第4条に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第31条の3 外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第 8 学歴免許等資格区分表			別表第 8 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の資格の 区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の資格の 区分		学歴免許等の資格
基準学 歴区分	学歴区分		基準学 歴区分	学歴区分	
		(略)			(略)
4 中 学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中 学校、義務教育学校若し くは特別支援学校(同法 第76条第1項に規定す る中学部に限る。)の卒 業又は中等教育学校の 前期課程の修了 (2) (略)	4 中 学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中 学校若しくは特別支援 学校(同法第76条第1項 に規定する中学部に限 る。)の卒業又は中等教 育学校の前期課程の修 了 (2) (略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日等)

- この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第18の3の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（昇格時号給対応表の改正に関する経過措置）
- 平成27年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
（平成29年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）
- 平成29年1月1日に行われる地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年条例第55条）附則第2項の規定に基づく昇給については、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。